

樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務

プロポーザル評価要領

1 目的

樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務に係る公募型プロポーザルにおける各提案者の審査及び評価の実施にあたり、公平かつ公正を期すため、次のとおり実施方法を定めるものとする。

2 企画提案書の審査及び評価

審査委員会は、企画提案書及び提案事業者の行うプレゼンテーションをもとに企画提案を審査し評価を行う。

評価にあたっては、評価基準により評価項目ごとに評価を行い、それを得点化し、その合計を総合評価点とする。なお、評価項目及び配点については、本市が本業務に期待する事項の重要性を勘案して設定する。

審査は、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）と2段階で行うものとし、1次審査は、提出された書類のうち、「(1)企業の評価」「(2)業務実施体制の評価」「(5)見積書の評価」のみ審査し、評価点が高い上位4社以内について、2次審査（プレゼンテーション）を行う。

3 審査委員会による最優秀者及び優秀者（次点）の選定

各審査委員の付けた順位を集計し、審査委員会において最優秀者及び優秀者（次点）の選定を行う。

審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた提案事業者を最優秀者とし、参加者順位1位を2番目に多く付けた提案事業者を優秀者（次点）とする。なお、参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた提案事業者を上位とする。以下同数の場合は3位、4位と続ける。

以上の方法によってもなお、同数の場合は、審査委員会で協議のうえ、最優秀者及び優秀者（次点）を選定する。

4 結果通知

本市は、審査委員会における審査及び評価の結果を踏まえて、最優秀者及び優秀者（次点）を選定し、提案事業者に通知する。

5 評価基準

非公表